

実家に帰ろう住宅改修等補助金 交付申請に必要な書類（全ての添付書類はコピーでも可）

交付申請書類	交付先	確認
1 実家に帰ろう住宅改修等補助金交付申請書 ※日付空欄	—	
2 Uターン世帯全員（子も含む）の「戸籍の附票」 ※転入する直前 10 年間のうち通算で 5 年以上、かつ転入直前に 1 年以上連続して市外の住民であったことが分かるもの	・戸籍の附票（本籍地の役所） ・住民票除票 ※外国人のみ（前住所地の役所）	
3 Uターン者と実家所有者の関係が分かる「戸籍謄本」	・伊万里市市民課	
4 実家の所有者が亡くなっている場合 （１）解体・新築の場合：相続人全員の解体の同意書および相続人が確認できる戸籍謄本（裏面※１） （２）改修の場合：相続人全員の同意について口頭確認		
5 Uターン世帯全員（子も含む）の実家転入後の「住民票謄本」	・伊万里市市民課	
6 実家所有者の「住民票抄本」 ※実家所有者が亡くなっている場合は不要です	・実家所有者の住所地の役所	
7 Uターン世帯全員および実家所有者の「完納証明書（滞納のない証明書）」 ※上記を発行していない市町の場合は、市区町村税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税証明書 ※交付申請時点での直近の証明書を取得してください ※実家所有者が亡くなっている場合も、直近の証明書が取得できる場合は取得してください。（裏面※２）	申請年の 1 月 1 日の住所地 伊万里市 前住所地 ↓ 交付申請の時期 7 月～ ～ 6 月 ↓ 伊万里市の税務課で発行 前住所地の税務課で発行	Uターン世帯 実家所有者
8 実家の登記（家屋のみ） （１）解体・新築の場合「実家の滅失登記」および「新築登記」 （２）改修の場合「実家の全部事項証明書」	・法務局 伊万里支局	
9 実家の登記の所在地と実家の住所地（転入する住所）が表記上違う場合 ・実家の課税明細書（毎年 5 月中旬ころ固定資産税の納付書に同封して郵送されます）または名寄帳		
10 「請負契約書」または「見積書および請求書」の写し ※内訳が必要 ※申請者名でお願いします ※見積と請求は同じ金額にしてください。 ※解体・新築の場合は解体分と新築分に分けてください。 ※個人名の見積は不可	—	

1 1 写真 (1) 解体・新築の場合「解体前・解体後・新築（いずれも外観）」 (2) 改修の場合「改修前・改修後（改修箇所ごとに）」	—	
1 2 住宅の平面図（※新築のみ）および、住宅の位置図	—	
1 3 アンケート	—	
1 4 実家に帰ろう住宅改修等補助金交付請求書 ※日付空欄 認印（事前申請と同じ印）と通帳写し（口座番号確認用）	—	

（※1）

・亡くなった実家所有者及びその子、孫、ひ孫・・・のうち亡くなっている人の出生から死亡までの戸籍謄本（写し可）

（※2）

【令和7年度申請の場合】

・交付申請日が4月～6月の場合

令和5年以降に死亡の場合のみ、令和6年度（令和5年分）の証明を取得してください。

・交付申請日が7月～3月の場合

令和6年以降に死亡の場合のみ、令和7年度（令和6年分）の証明を取得してください。

・取得可能な人：相続人

・取得に必要な書類：実家所有者と相続人の関係の分かる戸籍謄本、相続人の現在の戸籍謄本